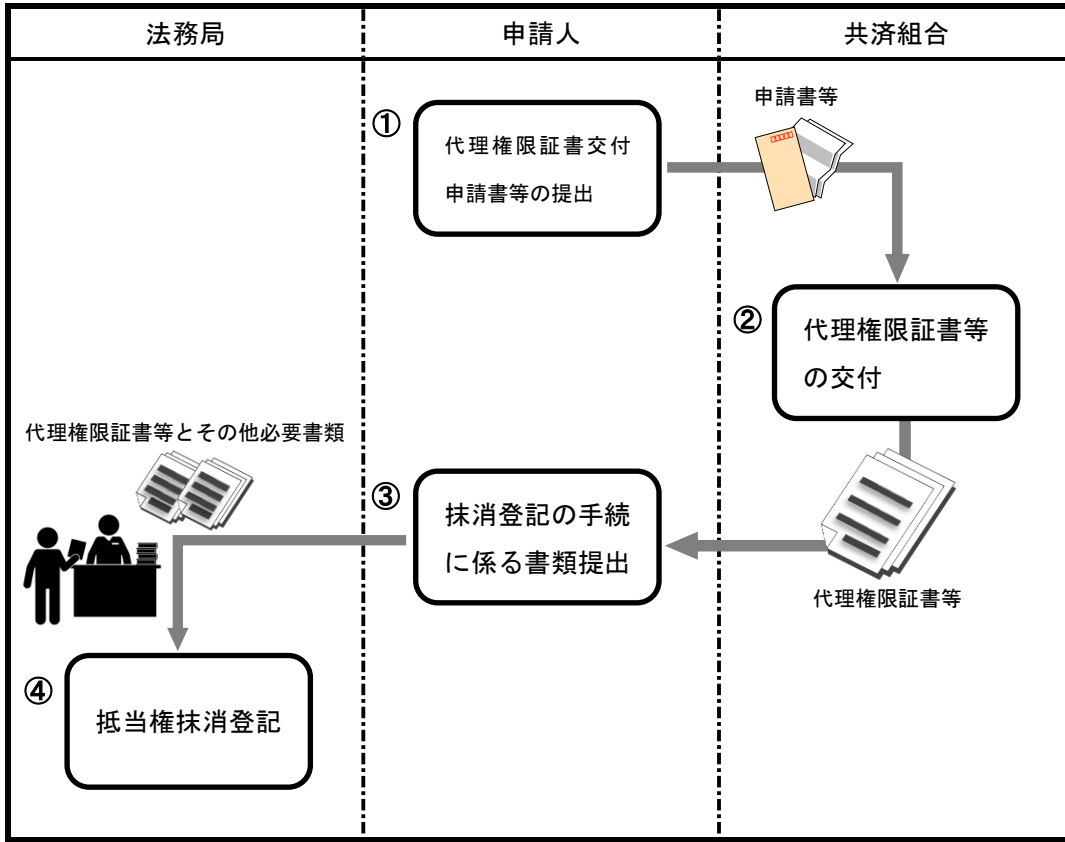


抵当権を抹消する場合の代理権限証書交付申請のご案内

日本郵政共済組合

1 抵当権抹消登記手続の流れ



2 提出書類等

書類名等	通数・額面	備考
必須		
代理権限証書交付申請書	1 通	様式： 貸付 4-3-2
(不動産登記) 全部事項証明書(写)	1 通	抵当権者が郵政省共済組合と記載されているもの。発行後 3 か月以内のもの。
住民票(写)	1 通	申請人のもの。発行後 3 か月以内のもの。
収入印紙	必要額分	「代理権限証書交付申請書」で請求される書類分。 〔日本郵政共済組合の履歴事項全部証明書…600 円〕 〔日本郵政共済組合代表者の印鑑証明書…450 円〕
郵便切手	490 円分	返信用(簡易書留で送付します)。
申請人が登記上の所有者ではない場合等に必要な書類		
(戸籍) 全部事項証明書(写)	1 通	申請人が全部事項証明書(不動産登記)の所有者ではない場合に、元組合員と申請人の続柄を証明できるもの。
遺産分割協議書等(写)	1 通	申請人が全部事項証明書(不動産登記)の所有者ではない場合に、申請人が当該物件の相続人となることを証明できるもの。
司法書士への委任状(写)	1 通	抹消登記手続きを司法書士に委任される場合のみ。

注 1：提出された書類等は、原則として返却いたしません。

注 2：収入印紙・切手代の現金または為替等での送付は受付できません。

3 申請書等の送付先

〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター 貸付・みらい担当
TEL 0120-97-8484(コールセンター)

4 共済組合から書類が交付されたら

共済組合から交付された書類を、その他必要な書類と共に法務局へ提出し、抵当権抹消登記の手続きを行ってください。

5 抵当権抹消に関するQ&A

Q 1	住宅借入金は完済しているのに、なぜ抵当権が設定されたままなのか。
A 1	昭和50年2月15日以降、共済組合は抵当権の抹消登記に必要な郵政省共済組合発行の「委任状」を債務者へ送付していました。委任状の送付を受けた債務者は、委任状の証明日から3か月以内に法務局で抵当権の抹消登記を行うことになっていました。したがって、債務者が委任状の有効期限内に手続きを行うことを失念していたか、郵政省共済組合が抵当権の抹消手続きをしてくれるものと誤解し、現在まで手続きを行わなかったものと考えられます。
Q 2	全部事項証明書(登記簿謄本)に郵政省共済組合の抵当権が設定されているが、どうすれば抹消できるのか。
A 2	上記2に記載されている書類等を提出していただくと、抵当権抹消登記に必要な書類が日本郵政共済組合から交付されますので、管轄の法務局で抹消の手続きを行ってください。
Q 3	抵当権者が「郵政省共済組合」となっているが、現在「日本郵政共済組合」となっていることをどのように証明するのか。
A 3	「日本郵政共済組合の履歴事項全部証明書」及び「日本郵政共済組合と郵政省共済組合との同一性等について」を抹消登記手続の際に提出することにより証明できますので、申請書でご請求ください。

代理権限証書交付申請書

日本郵政共済組合

本 部 長 殿

令和 年 月 日申請

申 請 人	フリガナ
	氏名(自署)
	〒 住 所
	勤務局所(現・元)
	昼間連絡先 TEL — —

私は、日本郵政共済組合(旧郵政省共済組合)から住宅貸付金を借り入れたことにより抵当権の設定を受けました。昭和50年2月15日以降、郵政省共済組合から抵当権の抹消登記の依頼がありました。しかし、登記の抹消を申請すべきところ、手続きを失念していたため、いまだに抵当権が登記されたままの状態となっています。

つきましては、抵当権の抹消登記の手続きを行いたいため、下記の抹消登記に必要な代理権限証書の交付を申請します。

記

代理権限証書(抹消登記に必要な書類)	請求通数	収入印紙 (1通につき)
日本郵政共済組合の履歴事項全部証明書(※1)	通	600円分
日本郵政共済組合代表者の印鑑証明書(※2)	通	450円分
日本郵政共済組合と郵政省共済組合との同一性等について	通	
抵当権の抹消登記申請に関する委任状	通	
登記原因証明情報	通	

注1:(※1・2)を請求される場合、収入印紙欄に記載されている金額分の収入印紙が必要です。

注2:(※2)は、登記済証を紛失されている場合に必要になります。

注3:その他申請に必要な書類等については「抵当権を抹消する場合の代理権限証書交付申請のご案内(貸付4-3-1)」をご参照ください。